

岩舟町商工会館使用料徴収基準

会館使用料

階 別	使用区分 室名	定員	午前 8時30分～12時30分		午後 12時30分～17時		夜間 17時～21時				
			通	常	冷暖房使用	通	常	冷暖房使用	通	常	冷暖房使用
			商工会員料金		商工会員料金		商工会員料金				
			会員以外の料金		会員以外の料金		会員以外の料金				
1 階	第1会議室	20	1,500	2,000	2,000	2,500	2,000	2,500			
			4,500	6,000	6,000	7,500	使用不可	使用不可			
2 階	第2会議室	30	1,500	2,000	2,000	2,500	2,000	2,500			
			4,500	6,000	6,000	7,500	使用不可	使用不可			
	大会議室	100	3,500	4,500	4,500	5,500	4,500	5,500			
			10,500	13,500	13,500	16,500	使用不可	使用不可			

但し、1. 会員以外の使用料は、会員の3倍の料金とする。

2. 会員以外の使用は、17時までとし、土・日・祝日・年末年始（12月29日から1月3日）は、貸出ししない。（官公庁については、適用外）

3. 会員の使用に限り、年度内同室使用回数が10回を超える場合は、11回目以降1回につき大会議室の使用料3,000円、第1会議室・第2会議室の使用料を1,000円に減額する。

4. 官公庁・商工会で事務委託を受けている団体は、使用料を免除することができる。

5. 営利目的での利用不可。

会館利用方法

1. 使用時間は、午前8時30分から午後9時までとする。

2. 利用者は、別に定める「申請書」に所定の事項を記載し、使用料を添えて商工会に申し込み承認を得るものとする。

3. 下記事項に該当するときは、利用させないものとする。

- (1) 建物、附属品、備品等を毀損するおそれのあるとき。
- (2) 風俗を乱し、又は公安を害するおそれのあるとき。
- (3) その他本会において、支障があるとき。

4. 使用承認後であっても、本会で利用の必要を生じたとき、又は申請書の記載事項に違背があったときは、承認を取り消すことができる。

又、使用中であっても前項に該当するようになったときは、中止させることができる。

5. 本会は、前項の事由によって生ずる損害賠償の責は負わないものとする。

6. 利用者は、施設等の利用を終了したときは、その責任においてすみやかに原状に復し、整理整頓、清掃を行うものとする。